

(別添) 支給認定基準世帯員について



- ・患者さんの自己負担上限額の算定する際に、市町村民税等を確認する対象となる方です。
- ・住民票上の「世帯」とは異なり、原則患者さんと同じ医療保険に加入している人が「支給認定世帯」です。
- ・会社等の被用者保険については、被保険者との関係によって支給認定世帯が決まります。

国民健康保険

加入者の例: 個人事業などの自営業者等

国民健康保険組合

加入者の例: 同業同種の自営業者等
(医師、薬剤師、建設業等)

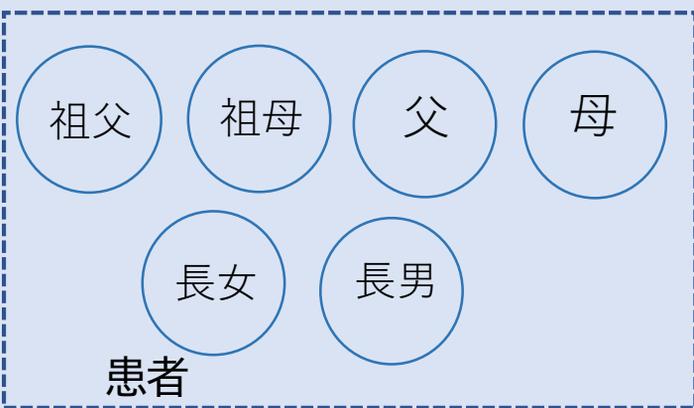
被用者保険

団体例 : 協会けんぽ、健康保険組合、共済組合
加入者例: 会社員、公務員等

支給認定基準世帯員の例

◆ 国民健康保険・国民健康保険組合

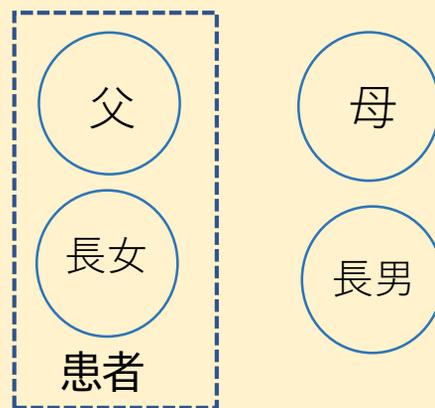
6人家族で全員が患者(長女)と同じ国民健康保険、または国民健康保険組合に加入している場合



▶ 家族全員が支給認定基準世帯員

◆ 被用者保険

4人家族で患者(長女)の被保険者が父である被用者保険に全員が加入している場合



▶ 父と患者(長女)が支給認定基準世帯員